
資金調達・約定返済の改善に向けた 具体的取組みについて

本資料は、中小企業金融円滑化法の期限到来に対し、
中小企業庁の具体的な施策をまとめたものです。

平成25年9月



株式会社 さくら会計
岡部雅之税理士事務所

金融支援策のご案内

日本経済を支える中小企業・小規模事業者のみなさまへ
中小企業庁は様々な形で金融面の支援を行っております。



中小会計要領に基づく決算指導

健全な財務体質の構築と主要金融機関との関係を強化



- 1 日本政策金融公庫 中小企業事業の
中小企業会計活用強化融資
- 2 月々の返済負担を軽減します（借換保証）
信用保証協会の保証を利用して複数の債務を一本化。月々の返済負担を軽減することができます。
- 3 資金繰りに困っている方への保証を提供します（セーフティネット保証）
取引先の倒産や金融機関の経営合理化等により、資金繰りに支障が生じている中小企業・小規模事業者のみなさまに、一般の保証枠と別枠での保証を提供します。



「経営革新等支援機関」 の認定制度ができました

経営革新等支援機関の支援を受ける効果

中小企業者 ～月々の約定返済が厳しい～

資金計画を策定したい

【経営革新等支援機関】
財務内容等その他経営状況の分析、現状把握、経営課題の抽出、計画策定に向けた助言。

経営革新等支援機関が
策定支援した事業計画

経営状況が明確化

再生支援計画の提出

金融機関の協調融資を受ける

経営改善計画策定支援
(経営改善支援センター・中小企業再生支援協議会)

信用保証協会の
保証料が減額され
れます

経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額（▲0.2%）されます。



「後継者不在等の事業継承支援」

中小企業金融円滑化法の期限到来

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

平成24年度補正予算 405億円

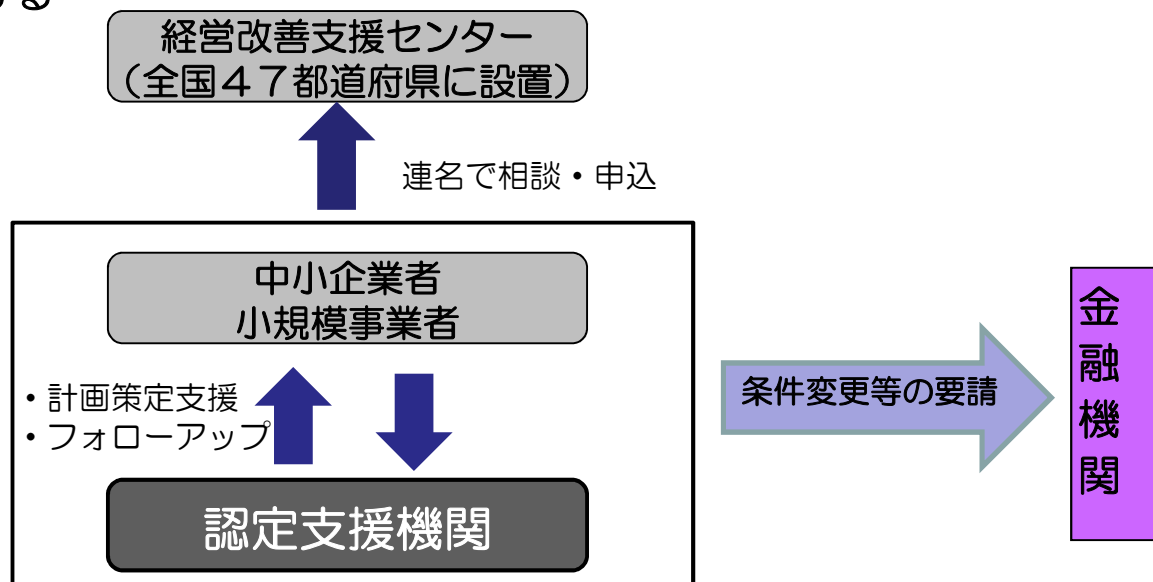
○ 金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定支援機関）の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

○ 具体的には、約2万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用（資産査定）、フォローアップを支援します。

経営改善支援センター（中小企業再生支援協議会）

■ 外部専門家の支援を受けた経営の立て直しを支援

条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみなさまが、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する



事業の流れ

支援の申込み・策定支援

- ①中小企業と本事業に係る認定支援機関は、事業主と連名で、経営改善支援センターに対し、「支援事業利用申請書」を提出。
- ②認定支援機関は、支援決定の受理後、経営改善計画の策定支援を実施します。
- ③事業主は、「経営改善計画書」策定費用1 / 3を認定支援機関に支払う。

金融支援等の協議

- ④認定支援機関のサポートを受けて策定した経営改善計画に基づく金融支援について、各金融機関と協議します。

策定計画の提出・確認

- ⑤認定支援機関は、関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援等を経営改善支援センターに報告します。

フォローアップ

- ⑥認定支援機関は、中小企業の計画達成状況について定期的なモニタリングを行い、その結果を経営改善支援センターに報告します。

(経営改善等の策定)

- 再生計画の策定
- 事業DD、財務DD、DES、資本強化
- 資金調達、返済計画



主要金融機関による協調融資

目的

- 返済可能な月々の約定返済 にしてもらう
- 今後、複数年間の資金調達を計画的に行える よう、金融機関に事前に協調をとりつける
- 再生期間中は、毎月、経営報告を定期的に行い、改善の確実性を随時検討できる

貴社への具体的な予想支援内容

⇒別紙 (認定機関ごとの見積書)